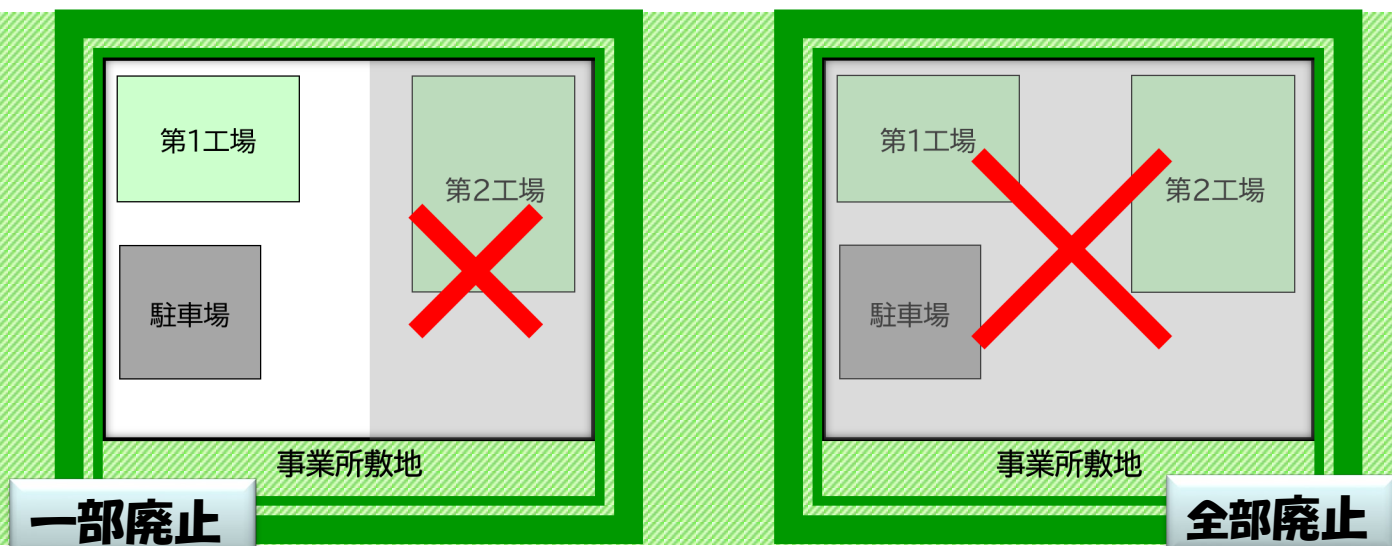




## 事業所の廃止等をお考えの方へ

事業所の一部廃止や建替えをする場合、環境法令で以下のような規制がかかる可能性があります。以下の例はあくまで一例で、全てを網羅しているわけではありませんので、詳しくは裏面に記載の各法令所管課担当にご相談下さい。



### 環境法令に基づく規制の例

1

#### 事業所の廃止

有害物質を使用したことのある事業所の廃止時は、土壌調査の義務がかかります。また、各法令に基づいて設置を届け出た事業者は、廃止についても届出が必要な場合があります。

土対法

市条例

各法令の  
廃止届

2

#### 事業所の敷地の一部廃止

事業所の敷地の一部を廃止する際には、横浜市生活環境の保全等に関する条例（市条例）の申請または届出、土壌汚染対策法（土対法）・騒音規制法（騒音法）の届出が必要になる場合があります。

市条例

土対法

騒音法

3

#### 特定施設等の使用の廃止

特定施設等の使用を廃止する際や有害物質の使用を廃止する際には、横浜市生活環境の保全等に関する条例・土壌汚染対策法の届出が必要になる場合があります。また、各法令に基づいて設置を届け出た事業者は、廃止についても届出が必要な場合があります。

市条例

土対法

各法令の  
廃止届

4

#### 事業所の取り壊し等を行う場合

事業所の廃止に伴い基礎の解体等があり、掘削等がある際には、土壌汚染対策法・市条例・騒音規制法・振動規制法（振動法）の届出が必要な場合があります。事業所内の建築物や工作物を解体する際、大気汚染防止法（大防法）・市条例に基づくアスベストに関する事前の届出が必要な場合があります。

市条例

土対法

振動法  
騒音法

大防法

## 特定有害物質を使用した履歴がある場合

■横浜市内の事業所で、特定有害物質の使用等履歴がある場合は、廃止時に土壌調査を履行する必要があります。

特定有害物質の使用等履歴があれば、事業所の廃止時や土地の掘削時に土壌調査義務が生じます。

また、特定有害物質の使用等は、これまで横浜市に届出を提出しているか否かは関係ありません。使用等履歴を最も確に把握できるのは、操業していた事業者自身です。

義務がかかるかどうかについて、横浜市では事業者の使用履歴の実態がわかりませんので、お答えすることができません。



### ※特定有害物質

「土壌汚染対策法」により、26物質が定められています。有害物質の使用履歴は、事業者自身による確認が必要です。特定有害物質を使用等している場合は、届出や土壌調査の義務が生じます。

### ●特定有害物質の調べ方

事業所で使用したことのある薬品・資材などのSDS(安全データシート)を、生産者より取り寄せて確認することができます。

## その他土壌対策に関する留意事項

### 調査の義務者

調査義務者は土地の所有者です。事業者と土地の所有者が異なる場合、事前に連絡をお願いします。

### 調査の実施

土壌調査は環境省等の指定する「指定調査機関」が実施できます。詳細は環境省のHPをご覧ください。

### 区域の指定

汚染が確認された土地は、区域の指定が行われます。指定された土地は窓口台帳をご覧ください。

### 区域の解除

土壌汚染が除去された場合は、区域の指定が解除されます。解除された土地は窓口台帳をご覧ください。

※その他、廃止時に申請・届出が必要な場合があります。詳しくは、窓口でご相談下さい。

## 担当部署と連絡先

主な所管する環境法令	担当部署	連絡先
土壌汚染対策法 横浜市生活環境の保全等に関する条例（土壌）	水・土壌環境課 土壌対策担当	045-671-2494
水質汚濁防止法	水・土壌環境課 水質担当	045-671-2489
下水道法	水・土壌環境課 下水道担当	045-671-2835
横浜市生活環境の保全等に関する条例	環境管理課 条例担当	045-671-2733
騒音規制法・振動規制法	大気・音環境課 騒音担当	045-671-2485
大気汚染防止法	大気・音環境課 大気担当	045-671-3843
横浜市生活環境の保全等に関する条例 （地球温暖化対策計画書関係）	環境管理課 計画書制度等担当	045-671-4224
化学物質排出把握管理促進法（PRTR法）	環境管理課 企画・化学物質担当	045-671-2487

総合お問い合わせ窓口はこちら

### 環境創造局 環境保全部 環境管理課

〒231-0005

横浜市中区本町 6-50-10

TEL 045-671-2733 FAX 045-681-2790

インターネットの情報もご覧ください

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/>

●このリーフレットの制作は令和4年12月です。法令の改正等により内容に変更のある場合があります。